第１号議案－議題６

前事業年度の年間役員名簿

令和６年１月５日から令和７年３月３１日まで

特定非営利活動法人岩手県防災士会

役職名	氏　名	住　所　又　は　居　所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	清水上　裕	北上市北鬼柳 18 地割 137 番地 1	6 年 1 月 5 日から 7 年 3 月 31 日	「報酬なし」
副理事長	荒屋敷武則	盛岡市北松園三丁目 29 番 3 号	同	同
事務局長	葛西　清志	紫波郡紫波町紫波中央駅前五丁目 1 番地 90	同	同
理事	中村　義彦	盛岡市大沢川原二丁目 5 番 16 号	同	同
同	菊池　輝昌	和賀郡西和賀町白木野 67 地割 204 番地 1	同	同
同	松崎　博善	釜石市鵜住居町 29 地割 17 番地 3	同	同
同	瀬戸　　元	釜石市両石町第 3 地割 128 番地 15	同	同
同	千葉　遙香	下閉伊郡岩泉町中島字坊の前 66 番地 1	同	同
同	武藏野美和	陸前高田市高田町字鳴石 51 番地 91	同	同
同	佐藤　　健	陸前高田市高田町字本丸 320 番地 3	同	同
同	荒谷　雄幸	二戸市石切所字大坊平 6 番地 3	同	同
同	平船　浩幹	二戸郡一戸町一戸字蒔前 53 番地 7	同	同
同	高橋　　章	盛岡市厨川一丁目 15 番 29 号	6 年 6 月 9 日から 7 年 3 月 31 日	同
監事	浪岡　久雄	盛岡市永井 16 地割 55 番地 60	6 年 1 月 5 日から 7 年 3 月 31 日	同

備考　１　「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。

２　「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

３　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

４　「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

第１号議案－議題７

前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿

令和７年３月３１日現在

特定非営利活動法人岩手県防災士会

氏　名	住　所　又　は　居　所
清水上　裕	北上市北鬼柳 18 地割 137 番地 1
荒屋敷武則	盛岡市北松園三丁目 29 番 3 号
葛西　清志	紫波郡紫波町紫波中央駅前五丁目 1 番地 90
中村　義彦	盛岡市大沢川原二丁目 5 番 16 号
菊池　輝昌	和賀郡西和賀町白木野 67 地割 204 番地 1
松崎　博善	釜石市鵜住居町 29 地割 17 番地 3
瀬戸　　元	釜石市両石町第 3 地割 128 番地 15
千葉　遙香	下閉伊郡岩泉町中島字坊の前 66 番地 1
武藏野美和	陸前高田市高田町字鳴石 51 番地 91
佐藤　　健	陸前高田市高田町字本丸 320 番地 3
荒谷　雄幸	二戸市石切所字大坊平 6 番地 3
平船　浩幹	二戸郡一戸町一戸字蒔前 53 番地 7
高橋　　章	盛岡市厨川一丁目 15 番 29 号
浪岡　久雄	盛岡市永井 16 地割 55 番地 60

（備考）

１　前事業年度の末日現在における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。

２　10 人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

第１号議案－議題８

特定非営利活動法人岩手県防災士会と日本放送協会盛岡放送局の
連携協力に関する協定書

特定非営利活動法人岩手県防災士会（以下「甲」という）及び日本放送協会盛岡放送局（以下「乙」という）は、防災・減災に向けた取り組みを推進させるため、以下の内容に同意し、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、国民の生命・財産を守り、災害に強い社会の実現に貢献することを目的とする。

（連携協力の内容）

第２条　地域住民の素早い避難など的確な防災行動につなげることを目的として、甲は乙に対し、甲に所属する防災士を通して、可能な範囲で以下の情報（以下、「本件情報」という）を提供する。

対象となる情報は、「防災情報」、「被災情報」、「生活情報」に大別される。

具体的には、

▼台風の接近や大雨が予想される場合など、地域の「事前の備え」

▼台風や大雨、地震、津波、火山噴火などの「災害発生時の地域の状況」

▼被災後の各地域の「被害状況や必要とする支援」

などが想定される。

２　本件情報の具体的内容は、甲と乙が（都内・府内・道内・県内の）地域性を鑑みて協議して定める。

（情報提供を行う防災士）

第３条　甲は、協定の趣旨に賛同し、本件情報の提供を行う防災士の名簿を作成して乙に提出する。名簿に変更が生じた場合、甲は、その都度、修正した名簿を乙に提出する。

２　甲は、前項の名簿に掲載する個人情報を次条第２項の目的で取得し、乙に提供することを明示し、それに対する同意を得られた防災士の個人情報のみを名簿に掲載することとし、乙は、この同意の取得に協力する。

（本件情報の発信方法）

第４条　乙は、本件情報を放送やインターネット等を通じて広く住民・視聴者へ発信することができ、取材に利用することもできる。

２　乙は、災害時等に、前条の名簿に記載されている防災士に対し、電話等による取

材や、番組に出演して本件情報を直接住民・視聴者に発信すること等を要請することがある。要請を受けた防災士は、可能な範囲でこれに協力する。

3　その他の本件情報の発信方法は、甲と乙が必要に応じて協議して定める。

（安全の確保等）

第５条　本件情報の提供にあたっては、甲に所属する防災士の安全の確保を最優先にし、乙もこれに協力する。

2　本件情報の提供にあたっては、乙は、甲に所属する防災士に対し、地域の防災士としての活動を妨げないように配慮する。

（費用）

第６条　甲および甲に所属する防災士は、本件情報の提供および前条第２項の出演等を、原則として無償で行う。ただし、乙の要請に応じることで甲または甲に所属する防災士に、交通費等、特別の費用負担が生じる場合は、乙と協議の上、費用負担について取り決める。

（個人情報の取扱い）

第７条　乙は、第３条の名簿に記載されている防災士の個人情報を、個人情報に関する法令、ガイドライン、乙が定める個人情報に関する規定に従って取り扱い、この協定の目的以外に使用しない。

（平時の連携と確認）

第８条　甲および乙は、定期的に情報交換やリポートの研修などを実施したり、平常時にも防災関連のニュース番組に防災士が出演したりするなど、普段から緊密な連携に向け努力する。

2　甲および乙は、それぞれ相手方との連絡窓口になる担当者を別途定め、緊急連絡先を相互に通知する。甲乙の協力体制は別紙に定めるとおりとする。

3　甲および乙は、前項の担当者が変更した場合は、本協定書の存在及びその内容を新担当者に引き継ぐ。

4　甲および乙は、少なくとも毎年度に一度は本協定の存在および内容を相互に確認するよう努め、また、いつでも相手方に対して、本協定の存在・内容について確認を求めることができる。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項および本協定書の解釈について生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

２０２４年１０月１日

甲　岩手県盛岡市北松園３－２９－３
特定非営利活動法人岩手県防災士会

理事長　清水上　裕

乙　岩手県盛岡市上田４－１－３
日本放送協会盛岡放送局

局長　齋藤　敦

第１号議案－議題９

各種様式

下記様式を当会のホームページ及びサイボウズにて公開済

１　活動報告書兼ホームページ登録票

２　入会申込書

３　諸変更届

４　会員退会届

５　役員辞任届

第２号議案－議題１

令和７年度事業計画書

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

特定非営利活動法人岩手県防災士会

１　事業実施の方針

(1)　前年度実施した事業の継続強化

ア　地域防災の「意識向上」、「防災知識」の向上および研修会等の支援
研修会等の実施回数を増やし、地域防災の「意識向上」、「防災知識」の向上に寄与する。

イ　ホームページ等を活用した各種の防災情報発信と地域防災支援
会員の活動を積極的にアピールし地域防災活動の活性化を支援する。

ウ　官庁等諸団体が実施する活動の支援・協力
前年度支援した主催者に対し、当会から継続開催を提案する。

エ　関係機関、関係諸団体と連絡・協力
前年度協力した主催者に対し、当会から継続開催を提案する。

オ　防災関連用品、用具の開発協力と提供支援事業
モデル事業を策定し事業を推進する。

カ　その他法人の目的を達成するために必要な事業
激甚災害が発生した場合は、義援金等で被災地の復旧復興を支援する。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
①地域防災の「意識向上」、「防災知識」の向上および研修会等の支援	・自主防災組織、地域団体への防災教室等 ・こども会、小中学校への防災教室	随時	地区公民館 小中学校等	40 人	地域住民、自主防災組織、小中学生等 1,300 人	129
②ホームページ等を活用した各種の防災情報発信と地域防災支援	・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ閲覧者とｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝするﾍﾟｰｼの開設を目指す。 ・防災活動の参考実績を掲載	通年	ホームページ	15 人	ホームページ閲覧者 のべ 12,000 人	49

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
③官庁他諸団体が実施する活動の支援・協力	・県総合防災訓練参加 ・県防災サポーター スキルアップ講座参加 ・その他	R7/10 随時	釜石・大槌 随時	25 人	地域住民、自主防災組織等 900 人	81
④関係機関、関係諸団体と連絡・協力	・報道機関の連絡等 ・大学等の連絡等 ・その他	随時	岩手、仙台等	15 人	防災士等 100 人	49
⑤防災関連用品、用具の開発協力と提供支援	・災害で活用できる資機材の研究開発	通年	岩手	5 人	地域住民等 30 人	16
⑥その他法人の目的を達成するために必要な事業	激甚災害が発生した場合の被災地支援	都度	都度	－	－	－
合計				100 人	14,330 人以上	324

※ 事業別の予算額は、従事者数で按分

(2) その他の事業

実施予定なし

第２号議案－議題２

令和７年度　活　動　予　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人岩手県防災士会　　自 令和7年 4月1日　至 令和8年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	202,000		
賛助会員受取会費	230,000	432,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金	0	0	
【受取助成金等】			
受取助成金		60,000	
【その他収益】			
受取　利息	45		
雑　収　益	0	45	
経常収益　計			492,045
【経常費用】			
【事業費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
印刷製本費	5,000		
消耗品費	10,000		
業務委託費	0		
支払手数料	6,000		
会　議　費	3,500		
旅費交通費	14,000		
通信運搬費	47,000		
賃借料	88,000		
支払助成金	150,000		
支払寄付金	0		
その他経費計	323,500		
事業費　計		323,500	
【管理費】			
（人件費）			
人件費計	0		
（その他経費）			
消耗品　費	50,000		
修　繕　費	20,000		
支払手数料	43,000		
会　議　費	17,000		
旅費交通費	73,000		
通信運搬費	30,000		
賃　借　料	12,000		
租税　公課	6,000		
雑　　費	6,000		
その他経費計	257,000		
管理費　計		257,000	
経常費用　計			580,500
当期経常増減額			△ 88,455

令和７年度　活　動　予　算　書

［税込］（単位：円）

特定非営利活動法人岩手県防災士会　　自 令和7年 4月1日　至 令和8年 3月31日

【経常外収益】	
経常外収益　計	0
【経常外費用】	
経常外費用　計	0
税引前当期正味財産増減額	△ 88,455
当期正味財産増減額	△ 88,455
前期繰越正味財産額	289,522
次期繰越正味財産額	201,067

※　当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

第２号議案－議題３

特定非営利活動法人岩手県防災士会の定款変更について

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人岩手県防災士会という。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市北松園三丁目２９番３号に置く。

２ この法人は、前項のほか、その他の事務所を岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前５丁目１番地 90 と、岩手県北上市北鬼柳１８地割１３７番地１に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、広く一般市民、企業、地域団体、教育機関、他を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における地域の支援活動に取り組む防災士や、防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）災害救援活動

（４）地域安全活動

（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①地域防災の「意識向上」、「防災知識」の向上及び研修会等の支援事業

②ホームページ等を活用した各種の防災情報発信と地域防災支援事業

③官庁他諸団体が実施する活動の支援・協力事業

④関係機関、関係諸団体と連絡・協力事業

⑤防災関連用品、用具の開発協力と提供支援事業

⑥その他法人の目的を達成するために必要な事業

（２）その他の事業

①防災関連用品、用具の開発協力と提供事業

②防災関連の調査、対策に伴う事業

２ 前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第１号に掲げる事業のために使用するものとする。

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下「法」という。）の社員とする。

（１）正会員 防災士の資格を持ち、この法人の目的に賛同して入会した個人

（２）賛助会員 防災士資格の所有にかかわらず、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由ががない限り、入会を認めなければならない。

２ 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 入会にあたり、別に総会において定める会費を納入しなければならない。

会費は、毎年７月末まで納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。

（３）年度末の時点で、２年以上の会費納入がないとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１)法令又はこの法人の定款等に違反したとき。

（２)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

（会費等の不返還）
第 12 条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員

（種別及び定数）
第 13 条 この法人に次の役員を置く。
（１）理事長　　１名
（２）副理事長　　２名以内
（３）理事　　２０名以内
（４）監事　　２名以内
（５）相談役　　若干名
（６）顧問　　若干名
（７）事務局長　　１名

（選任等）
第 14 条 理事及び監事、事務局長は、理事会の承認を得て総会において選任する。
２ 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
３ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
５ 相談役、顧問は必要に応じて理事会の承認を得て理事長が選任できる。

（職務）
第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
３ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４ 監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
（６）事務局長は、会務の横断的な事務全般と対外的窓口、出納責任者、個人情報等の管理と、他全般の統括を担当する。

（任期等）
第 16 条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない、監事の再任は２期までとする。
２ 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任し総会で報告する、この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）一身上の都合等により、本人から文書にて申出され、理事長が認めたとき。
（２）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（３）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条 この法人の事務局に、その他の職員を置くことができる。
２ 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

（種別）
第 21 条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。

（構成）
第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 23 条 総会は、次の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び活動予算の計画並びにその変更
（５）事業報告及び活動予算報告
（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）その他運営に関する重要事項

（開催）
第 24 条 通常総会は毎年１回、６月に開催する。
２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 25 条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出、または理事長とする。

（定足数）
第 27 条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事、監事及び事務局長をもって構成する。

2 理事長は必要と認める正会員を理事会に出席させることが出来る、但し議決権を有しない。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 34 条 理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議決）
第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄附金品

（４）財産から生じる収益

（５）事業に伴う収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条 定款の変更は総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、行なわなければならない。

2 前項の変更が所轄庁の認証をうけなければ効力を生じないものである場合は、所轄庁に定款の変更の認証申請を行なわなければならない

3 第 1 項の変更が前項の認証申請を要しないものである場合は、所轄庁に定款の変更の届出をしなければならない。

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）正会員の欠亡

（4）合併

（5）破産手続開始の決定

（6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし公告の方法について法律に別の定めがある場合には、その限りでない。

第１０章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及び顧問は、次に掲げる者とする。

理事長	清水上 裕
副理事長	荒屋敷武則
事務局長	葛西 清志
理事	中村 義彦　菊池 輝昌
	松崎 博善　瀬戸　元
	千葉 遙香　武藏野美和
	佐藤　健　荒谷 雄幸
	平船 浩幹
監事	浪岡 久雄
顧問	齋藤 徳美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から令和 7 年 3 月３１日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金　　０円

（２）年会費　　個人正会員　2,000 円

　　賛助会員（個人・団体）１口 5,000 円以上

附則

この定款は、岩手県知事の認証のあった日（令和６年１月５日）から施行する。

この改正定款は、令和７年６月７日 から施行する。

この写しは、当法人の現行定款に相違ない。

特定非営利活動法人 岩手県防災士会

理事長 清水上 裕

特定非営利活動法人岩手県防災士会の定款新旧の比較

【旧定款】	【新定款（案）】
第１章 総則	
（名称） 第１条 この法人は、特定非営利活動法人岩手県防災士会という。	（略）
（事務所） 第２条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市北松園三丁目２９番３号に置く。 ２ この法人は、前項のほか、その他の事務所を岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前５丁目１番地 90 と、岩手県北上市北鬼柳１８地割１３７番地１に置く。	（略）
第２章 目的及び事業	
（目的） 第３条 この法人は、広く一般市民、企業、地域団体、教育機関、他を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における地域の支援活動に取り組む防災士や、防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。	（略）
（特定非営利活動の種類） 第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 （１）社会教育の推進を図る活動 （２）まちづくりの推進を図る活動 （３）災害救援活動 （４）地域安全活動 （５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	（略）
（事業） 第５条 この法人は、第３条の目的を達成す	（略）

るため、次の事業を行う。 （１）特定非営利活動に係る事業 ①地域防災の「意識向上」、「防災知識」の向上及び研修会等の支援事業 ②ホームページ等を活用した各種の防災情報発信と地域防災支援事業 ③官庁他諸団体が実施する活動の支援・協力事業 ④関係機関、関係諸団体と連絡・協力事業 ⑤防災関連用品、用具の開発協力と提供支援事業 ⑥その他法人の目的を達成するために必要な事業 （２）その他の事業 ①防災関連用品、用具の開発協力と提供事業 ②防災関連の調査、対策に伴う事業 ２ 前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第１号に掲げる事業のために使用するものとする。	
第３章 会員 （種別） 第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上（以下「法」という。）の社員とする。 （１）正会員 防災士の資格を持ち、この法人の目的に賛同して入会した個人 （２）賛助会員 防災士資格の所有にかかわらず、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体	（略）
（入会） 第７条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な	（略）

理由がない限り、入会を認めなければならない。 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。	
（会費） 第８条 入会にあたり、別に総会において定める会費を納入しなければならない。 会費は、毎年７月末まで納入しなければならない。	（略）
（会員の資格の喪失） 第９条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （１）退会届の提出をしたとき。 （２）本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。 （３）年度末の時点で、２年以上の会費納入がないとき。 （４）除名されたとき。	（略）
（退会） 第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。	（略）
（除名） 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 （１） 法令又はこの法人の定款等に違反したとき。 （２） この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。	（略）
（会費等の不返還） 第 12 条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。	（略）

第４章 役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

（１）理事長　　１名
（２）副理事長　　２名以内
（３）地区会長　　各地区１名
（４）理事　　２０名以内
（５）監事　　２名以内
（６）相談役　　若干名
（７）顧問　　若干名
（８）事務局長　　１名

（選任等）

第 14 条 理事及び監事、事務局長は、理事会の承認を得て総会において選任する。

２ 理事長、副理事長及び地区会長は、理事の互選とする。

３ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

５ 相談役、顧問は必要に応じて理事会の承認を得て理事長が選任できる。

（職務）

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

３ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

（１）理事長　　１名
（２）副理事長　　２名以内
~~（３）地区会長　　各地区１名~~　削除上詰
（３）理事　　２０名以内
（４）監事　　２名以内
（５）相談役　　若干名
（６）顧問　　若干名
（７）事務局長　　１名

（略）

２ 理事長、副理事長は、理事は互選とする。

（略）

業務を執行する。 ４　監事は、次に掲げる職務を行う。 （１）理事の業務執行の状況を監査すること。 （２）この法人の財産の状況を監査すること。 （３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 （４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 （５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。 （６）事務局長は、会務の横断的な事務全般と対外的窓口、出納責任者、個人情報等の管理と、他全般の統括を担当する。	
（任期等） 第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない、監事の再任は２期までとする。 ２　前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 ３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 ４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	（略）
（欠員補充） 第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の	（略）

3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。	
（解任） 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任し総会で報告する、この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 （1）一身上の都合等により、本人から文書にて申出され、理事長が認めたとき。 （2）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。 （3）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。	（略）
（報酬等） 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	（略）
（職員） 第20条 この法人の事務局に、その他の職員を置くことができる。 2 職員は、理事長が任免する。	（略）
第5章 総会	
（種別） 第21条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。	（略）
（構成） 第22条 総会は、正会員をもって構成する。	（略）
（権能） 第23条 総会は、次の事項について議決する。 （1）定款の変更	（略）

（２）解散 （３）合併 （４）事業計画及び活動予算の計画並びにその変更 （５）事業報告及び活動予算報告 （６）役員の選任又は解任、職務及び報酬 （７）入会金及び会費の額 （８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （９）その他運営に関する重要事項	
（開催） 第 24 条 通常総会は毎年１回、６月に開催する。 ２ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 （２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 （３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。	（略）
（招集） 第 25 条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。 ２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。 ３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の５日前までに通知しなければならない。	（略）

（議長） 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出、または理事長とする。	（略）
（定足数） 第 27 条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。	（略）
（議決） 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（略）
（表決権等） 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 ２ やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 ３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。 ４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	（略）
（議事録） 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所	（略）

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） （３）審議事項 （４）議事の経過の概要及び議決の結果 （５）議事録署名人の選任に関する事項 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。	
第６章　理事会	
（構成） 第 31 条　理事会は、理事、監事及び事務局長をもって構成する。	（略）
	２　理事長は必要と認める正会員を理事会に出席させることが出来る、但し議決権を有しない。
（権能） 第 32 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。 （１）総会に付議すべき事項 （２）総会の議決した事項の執行に関する事項 （３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	(略)
（開催） 第 33 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）理事長が必要と認めたとき。 （２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 （３）第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	（略）
（招集） 第 34 条　理事会は、理事長が招集する。 ２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定	（略）

による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。 ３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の５日前までに通知しなければならない。	
（議長） 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。	（略）
（議決） 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	（略）
（表決権等） 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 ２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。 ３ 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。 ４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。	（略）
（議事録） 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）理事総数、出席者数及び出席者氏名	（略）

（書面表決者又は電磁的表決者にあっては、その旨を付記すること。） （３）審議事項 （４）議事の経過の概要及び議決の結果 （５）議事録署名人の選任に関する事項 ２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。	
第７章 資産及び会計	
（資産の構成） 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （１）設立当初の財産目録に記載された資産 （２）入会金及び会費 （３）寄附金品 （４）財産から生じる収益 （５）事業に伴う収益 （６）その他の収益	（略）
（資産の区分） 第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする	（略）
（資産の管理） 第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	（略）
（会計の原則） 第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。	（略）
（会計の区分） 第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。	（略）
（事業計画及び予算） 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴	（略）

う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 （暫定予算） 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 ２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。 （予備費の設定及び使用） 第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 ２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 （予算の追加及び更正） 第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 （事業報告及び決算） 第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 ２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 （事業年度） 第 49 条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。 （臨機の措置） 第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、	（略） （略） （略） （略） （略） （略）

総会の議決を経なければならない。	
第８章 定款の変更、解散及び合併	
（定款の変更）	
第 51 条　定款の変更は総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経て、行なわなければならない。	（略）
２　前項の変更が所轄庁の認証をうけなければ効力を生じないものである場合は、所轄庁に定款の変更の認証申請を行なわなければならない	
３　第１項の変更が前項の認証申請を要しないものである場合は、所轄庁に定款の変更の届出をしなければならない。	
（解散）	
第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。	（略）
（１）総会の決議	
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	
（３）正会員の欠亡	
（４）合併	
（５）破産手続開始の決定	
（６）所轄庁による設立の認証の取消し	
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。	
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。	
（残余財産の帰属）	
第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。	（略）
（合併）	
第 54 条 この法人が合併しようとするとき	（略）

は、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	
第９章 公告の方法	
（公告の方法）	
第 55 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし公告の方法について法律に別の定めがある場合には、その限りでない。	（略）
第１０章 雑則	
（細則）	（細則）
第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。	（略）
附則	附則
１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。	（略）
２ この法人の設立当初の役員及び顧問は、次に掲げる者とする。 理事長　清水上 裕 副理事長　荒屋敷武則 事務局長　葛西 清志 理事　中村 義彦　菊池 輝昌 松崎 博善　瀬戸　元 千葉 遙香　武藏野美和 佐藤　健　荒谷 雄幸 平船 浩幹 監事　浪岡 久雄 顧問　齋藤 徳美	（略）
３ この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、設立日か	（略）

ら令和７年３月３１日までとする。 ４　この法人の設立当初の事業計画及び活 （略） 動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。 ５　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和７年３月 31 日までとする。 ６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 （１）入会金　　０円 （２）年会費　個人正会員　2,000 円 賛助会員（個人・団体）１口 5,000 円以上	（略） （略） （略 （略）
附則 この定款は、岩手県知事の認証のあった日（令和６年１月５日）から施行する。	附則 （略） この改正定款は、（令和７年６月７日）から施行する。
この写しは、当法人の現行定款に相違ない。	（略）
特定非営利活動法人 岩手県防災士会 理事長 清水上 裕	（略）

第2号議案－議題4

令 和　7年　6月１３日

岩手県知事　達増　拓也　　様

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人　岩手県防災士会
代表者氏名　　清水上　　裕
電話番号　　090-7938-3482

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 23 条（同法第 52 条第１項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役　名	氏　　名	住所又は居所
令和７年６月７日	再任	理事長	清水上　裕	北上市北鬼柳 18 地割 137 番地 1
〃	〃	副理事長	荒屋敷武則	盛岡市北松園三丁目 29 番 3 号
〃	〃	事務局長	葛西　清志	紫波郡紫波町紫波中央駅前五丁目 1 番地 90
〃	〃	理事	中村　義彦	盛岡市大沢川原二丁目 5 番 16 号
〃	〃	〃	千葉　遙香	下閉伊郡岩泉町中島字坊の前 66 番地 1
〃	〃	〃	松崎　博善	釜石市鵜住居町 29 地割 17 番地 3
〃	〃	〃	佐藤　　健	陸前高田市高田町字本丸 320 番地 3
〃	〃	〃	武藏野美和	陸前高田市高田町字鳴石 51 番地 91
〃	〃	〃	荒谷　雄幸	二戸市石切所字大坊平 6 番地 3
〃	〃	〃	平船　浩幹	二戸郡一戸町一戸字蒔前 53 番地 7
〃	新任	〃	及川　欣也	北上市鬼柳町卯の木 90 番地 7
〃	〃	〃	多田　　努	北上市里分 7 地割 12 番地 4
〃	〃	〃	菅原　　元	花巻市野田 500 番地 11
〃	再任	監事	浪岡　久雄	盛岡市永井 16 地割 55 番地 60
〃	再任	顧問	齋藤　徳美	盛岡市中太田新田 25-702
〃	新任	相談役	小山　雄士	北上市中野町二丁目4番26号
令和７年３月 31 日	辞任	理事	菊池　輝昌	和賀郡西和賀町白木野 67 地割 204 番地 1
〃	辞任	〃	瀬戸　　元	釜石市両石町第 3 地割 128 番地 15
令和７年５月 15 日	辞任	〃	高橋　　章	盛岡市厨川一丁目 15 番 29 号

備考１　変更後の役員名簿を添付してください。
２　「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足ります。
３　「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載してください。
４　改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
５　「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第２条第２項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載してください。
６　役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は次の書類（特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則第４条第２項の適用を受ける場合にあっては、(2)の書類を除く。）を添付してください。
(1)　当該各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
(2)　当該各役員の住所又は居所を証する書面

7　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第１項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。（Ａ４）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人 岩手県防災士会

役職名	ふりがな 氏　名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備　考
理事長	しずがみ　ひろし 清水上　裕	北上市北鬼柳 18 地割 137 番地 1	「報酬なし」	
副理事長	あらやしき たけのり 荒屋敷武則	盛岡市北松園三丁目 29 番 3 号	同	
事務局長	かさい　きよし 葛西　清志	紫波郡紫波町紫波中央駅前五丁目 1 番地 90	同	
理事	なかむら よしひこ 中村　義彦	盛岡市大沢川原二丁目 5 番 16 号	同	
同	ちば　はるか 千葉　遙香	下閉伊郡岩泉町中島字坊の前 66 番地 1	同	
同	まつざき ひろよし 松崎　博善	釜石市鵜住居町 29 地割 17 番地 3	同	
同	さとう　けん 佐藤　健	陸前高田市高田町字本丸 320 番地 3	同	
同	むさしの　みわ 武蔵野美和	陸前高田市高田町字鳴石 51 番地 91	同	
同	あらや ゆうこう 荒谷　雄幸	二戸市石切所字大坊平 6 番地 3	同	
同	たいらぶね ひろもと 平船　浩幹	二戸郡一戸町一戸字蒔前 53 番地 7	同	
同	おいかわ きんや 及川　欣也	北上市鬼柳町卯の木 90 番地 7	同	
同	ただ　つとむ 多田　努	北上市里分 7 地割 12 番地 4	同	
同	すがわら はじめ 菅原　元	花巻市野田 500 番地 11	同	
監事	なみおか ひさお 浪岡　久雄	盛岡市永井 16 地割 55 番地 60	同	
顧問	さいとう とくみ 齋藤　徳美	盛岡市中太田新田 25-702	同	
相談役	おやま　ゆうし 小山　雄士	北上市中野町二丁目 4 番 26 号	同	

備考　1　「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。

2　「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

3　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
4　「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
5　役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、３分の１以下でなければならない(法第２条第２項第１号ロ)。

第３号議案－議題１

文書管理規定

（目的）

第１条　この規定は、特定非営利活動法人岩手県防災士会（以下「本会」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（定義）

第２条　この規定において、法人文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、この法人の役員又は職員が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）であって、この法人が保有しているものをいう。

（事務処理の原則）

第３条　この法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。

２　前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらないで事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

（取扱いの原則）

第４条　法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（総括文書管理者）

第５条　この法人に総括文書管理者１名を置く。

２　総括文書管理者は、副理事長をもって充てる。

３　総括文書管理者は、法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

（文書管理担当者）

第６条　この法人の事務局に文書管理担当者を置く。

２　文書管理担当者は、事務局長をもって充てる。

３　文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

（決済手続き）

第７条　文書の起案は、役職員が行うものとする。

２　前項の規程により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、理事長の決裁を受

けるものとする。

3　起案文書は、作成日時、経過、内容等を示した様式を用いて決裁手続を執るものとする。

（受信文書）

第８条　この法人が受信した文書（以下「受信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2　受信文書は、文書管理担当者が適宜整理して保存する。

（外部発信文書）

第９条　この法人が外部に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、理事長の決裁を受けて発信する。

2　発信文書は、文書管理担当者が適宜整理して保存する。

（整理及び保管）

第１０条　法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該法人文書に係る業務を行う職員が行う。

（保存期間）

第１１条　法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規程に従う。

2　前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（廃棄）

第１２条　保存期間を経過した法人文書は廃棄する。理事長又は事務局長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

（廃棄処分の方法）

第１３条　廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、償却、裁断などの処分をする。

（規定の変更）

第１４条　この規定は、理事会の決議によって運用に係る内容を変更することができる。変更した場合は、理事長は速やかに会員にホームページ等により通知し、次に開催される総会に報告する。

２　この規定の変更に際して、定款に係る内容の変更は、総会の決議を得なければならない。

附則

この規定は、令和７年６月７日から施行する。（令和７年４月２６日理事会決議）

別表　文書保存期間基準表

保存期間	分類	文書の種類
最新のものを常時	法人	役員名簿
		定款、規定等に関する文書
		登記に関する文書
永久	法人	重要な承認、届出、報告書等に関する文書
		行政庁等による検査又は命令に関する文書
		総会、理事会等の議事録
		重要な報告書
	財産契約	事業報告書、監査報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等
		寄附金に係る情報
		効力の永続する契約に関する文書
１０年	法人	行政庁等からの重要な文書
		総会、理事会等の開催に関する文書
		役員の就任、報酬等に関する文書
	財産契約	重要な契約に関する文書
５年	法人	各種会議等に関する文書
	財産契約	資金調達、設備投資の見込書
		最新のものではない役員名簿、定款並びに規程及び登記に関する文書等
		税務に関する文書
		軽微な契約に関する文書
		会計帳簿、会計伝票
		証憑書類
１年	法人	業務遂行に必要なその他の軽微な文書
		住所・姓名変更届

第３号議案－議題２

個人情報保護管理規定

特定非営利活動法人　岩手県防災士会（以下、「本会」という。）は、本会の個人情報保護に関する規定を、以下の通り定める。

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規定は、本会が保有する会員に係る個人情報（記録）の保護及び管理について、管理体制・利用目的・管理方法その他の必要な処々事項を定めるところにより、当該情報の安全性及び適格性・正確性の確保並びに個人情報利用の円滑化に資することを目的として規定する。

（用語の定義）

第２条　この規定に於いて、用語の定義は次に掲げるものとする。

（１）個人情報データ（会員の名簿等）とは、会員の入会申込書及び本会活動履歴情報等を含めた会員の記録を構成した記録媒体（電子的ファイル・紙媒体含む）を言う。

（２）本人とは、個人情報データによって識別される特定の個人を言う。

（利用目的の特定）

第３条　個人情報データは、本会定款第５条で定める事業（理事会決定事項を含む）を円滑に実施・活動するための利用目的を下記に定める。

（１）本会の活動・諸行事の案内・報告等連絡

（２）本会の会報等諸情報の提供

（３）会費納入の案内及び会費未納会員への納入勧奨

（４）本会会員の登録情報の確認や連絡

（５）例外事項として、本会の活動に必要と判断された場合に限り、個人情報保護管理者の判断に基づき利用できる。なお、このことについては、理事会に報告しなければならない。

原則として、予め利用目的を周知して本人の同意を求めることとするが、生命や身体又は財産の保護、国の機関又は公共団体又は協定団体等との活動に於いて、緊急に必要とされた場合はこの限りではない。

（個人情報データの提供範囲）

第４条　個人情報データの本会内提供範囲は、以下の通りとする。

（１）本会会員の個人情報データ（取得全項目データ）は、本会運営上必要情報として、理事長及び副理事長、選任された個人情報保護管理者及び理事へ提供する。

（２）本会会員の個人情報データ（必要項目選別）は、各事業主体（プロジェクト：以下ＰＴ と言う）のリーダーへ提供する。

（３）本会会員の個人情報データ（事由により選別）は、本会活動の実施にあたり必要と思われる場合に限り、個人情報保護管理者の判断に基づき提供ができる。なお、このことについては、理事会に報告しなければならない。

（４）関連団体（日本防災士会・日本防災士機構・自治体等）への提供。

（５）第三者（協定締結機関・活動依頼機関等）への提供。

提供には、予め利用目的を通知して本人の承認を原則とする。

第２章　管理体制

（個人情報保護管理者）

第５条　個人情報データの漏洩・滅失又は毀損の防止及び適正な個人情報の安全管理を行うため、その責任者として個人情報保護管理者を置く。

（１）個人情報保護管理者は、本会事務局長を充てる。

（２）個人情報保護管理者は、個人情報の管理監督を業務とする。

（３）個人情報保護管理者は、個人情報データに係る諸問題に対する責任を有し、利用用途や取得管理・保護意識高揚への教育等の周知徹底を図らねばならない。

（４）　個人情報保護管理者は、事故発生時に於いて速やかに事故の経緯や被害状況（想定含む）等を調査し、被害復旧のための措置や再発生防止に努めねばならない。

（機密保持）

第６条　役職者（理事及び各ＰＴ のリーダー）は、職務上知り得た個人情報データを他に漏らしてはならない。また、役職退職後（退任及び退会等）も同様とし、保有する個人情報データは速やかに破棄するものとする。

第３章　個人情報データの保護体制

（利用目的での制限）

第７条　個人情報データは、第３条各項に対して必要な範囲を超えて使用してはならない。ただし、第４条　第（５）項に対しては、書面又はこれに準ずる方法により、予め本人の同意を得なければならない。

（個人情報データの取得の制限）

第８条　個人情報データは、基本的に本会への入会申込書により取得されるものとする。ただし、本会への入会申込書以外の方法により個人情報データを取得する場合は、原則的にあらかじめ本人の同意を得なければならない。

（利用目的の通知について）

第９条　本会への入会申込書並びに、入会後必要に応じた個人情報データの追加取得を行う場合は、利用目的を予め通知しなければならない。

ただし、本会運営上の個人情報データの利用を公表している場合にはこの限りではない。

（個人情報データの閲覧及び複製の禁止）

第１０条　個人情報データは、公表又は予め本人の同意を得ている場合を除き、利用目的以外の目的で閲覧又は複製をしてはならない。

（個人情報データの開示及び訂正等）

第１１条　個人情報データについて、本人から本人に係る個人情報の開示及び削除や訂正の要請があった場合は、要請の内容を個人情報保護管理者が確認し、開示日を相互（要請者及び個人情報管理者）協議の上速やかに対応しなければならない。

第４章　個人情報データの管理手法

（個人情報データの保管）

第１２条　個人情報データは、滅失等生じることがないように必要な管理及び確認措置を講じて、これを記録するとともに、所定の場所に管理及び保管しなければならない。ただし、特定の保管場所の確保が困難な場合には、理事会にて承認の基に保管方法を決することが出来るものとする。

２　個人情報データの保管期間は、原則的に退会後５年間までとし、期間経過後は速やかに廃棄するものとする。

（第三者への提供の制限）

第１３条　個人情報データは、法令や公的機関からの依頼に基づく場合以外、第三者へ個人情報データを提供してはならない。

ただし、下記項目に関してはその限りではない。

（１）　第４条　第（４）項の関連団体への提供。

（２）　例外事項として、提供事由を個人情報保護管理者及び理事会にて承認した場合であり、予め提供目的を開示し同意を得た場合。

（外部への委託）

第１４条　個人情報データに複製（名簿印刷等）や管理及び保管を外部に委託する場合は、下記に掲げる事項を規定した委託契約を締結する。

（１）委託先及びその従業員による個人情報データの漏洩の禁止事項の明記。

（２）委託先の個人情報保護データの管理者の明記。

（３）委託先の再委託の禁止事項の明記。

（４）契約事項に反した場合の損害賠償請求に関する事項の明記。

（個人情報の破棄）

第１５条　保有期間を過ぎた個人情報は、法令その他規定に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに破棄しなければならない。

第５章　その他

（問合せ及び苦情処理）

第１６条　個人情報保護管理者及び役員は、個人情報データへの問合せ及び苦情の申し立てについて、適切かつ迅速にこの処理に努めなければならない。
また、処理の経過及び結果について申立て者本人へ迅速に報告しなければならない。

（免責）

第１７条　コンピュータウイルス等の有害物が含まれないこと及び第三者からの不正アクセスのないこと、その他安全性に関する保証をすることはできない。

２　個人情報保護管理者及び個人情報に携わる者は、不正アクセスの無いようにする努力義務を有する。

３　本規定の一部が法令等によって無効と判断された場合は、当該部分以外は有効であるとみなす。

（規定の変更）

第１８条　この規定は、理事会の決議によって運用に係る内容を変更することができる。変更した場合は、理事長は速やかに会員にホームページ等により通知し、次に開催される総会に報告する。

２　この規定の変更に際して、定款に係る内容の変更は、総会の決議を得なければならない。

附則

この規定は、令和７年６月７日から施行する。（令和７年４月２６日理事会決議）